

第 22 号

令和 3 年度徳島県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	790床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	205,130人
	外	来	244,178人
(3) 1 日 平 均 患 者 数			
	入	院	562人
	外	来	1,009人
(4) 主要な建設改良事業			
	病院増改築工事費		2,157,750千円
	医療器械及び備品購入費		374,825千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			24,663,698千円
第1項 医 業 収 益			21,031,689千円
第2項 医 業 外 収 益			3,632,009千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			25,583,839千円
第1項 医 業 費 用			24,557,717千円

第2項 医 業 外 費 用 1,026,122千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,098,409千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,237千円及び過年度分損益勘定留保資金1,091,172千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	8,383,439千円
第1項 企 業 債	2,509,000千円
第2項 負 担 金	873,814千円
第3項 他会計からの借入金	5,000,000千円
第4項 補 助 金	625千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	9,481,848千円
第1項 建 設 改 良 費	2,547,754千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,694,094千円
第3項 他会計からの借入金償還金	5,240,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県立中央病院E R棟整備推進事業工事請負等契約	令 和 4 年 度	2,948,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	千円 2,509,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

12,563,512千円

（たな卸資産の購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,690,000千円と定める。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 23 号

令和 3 年度徳島県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	329,800,000 k W h
	太陽光発電所	4,665,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	918,365千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款 事業	収益	3,998,510千円
第1項 営業	収益	3,989,364千円
第2項 財務	収益	2,873千円
第3項 事業外	収益	6,273千円
支		出
第1款 事業	費用	3,811,122千円
第1項 営業	費用	3,722,909千円
第2項 財務	費用	2千円
第3項 事業外	費用	83,211千円
第4項 特別	損失	2,000千円
第5項 予備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額592,381千円は、当年度分消費税及び地方消費税

資本的収支調整額83,424千円及び建設改良積立金508,957千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的 収 入	326,084千円
第1項 固定資産売却代	698千円
第2項 補 助 金	2,000千円
第3項 他会計長期貸付金等返還金	323,386千円
支 出	
第1款 資本的 支 出	918,465千円
第1項 建設改良費	918,365千円
第2項 投 資	100千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 事業費用	1 営業費用	日野谷発電所3号水車発電機改良事業	461,743 千円	3	125,663 千円
				4	310,228
				5	25,852
1 資本的支出	1 建設改良費	日野谷発電所3号水車発電機改良事業	297,263	3	148,257
				4	137,544
				5	11,462

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
日野谷発電所法面補強事業工事請負契約	令和4年度	77,852千円
棚野ダム自動制御装置取替事業工事請負契約	令和4年度	178,562千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,081,293千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 24 号

令和 3 年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	35	吉野川北岸工業用水道	22
		阿南工業用水道	13
(2) 年間総給水量	67,243,950m ³	吉野川北岸工業用水道	38,591,450m ³
		阿南工業用水道	28,652,500m ³
(3) 1日平均給水量	184,230m ³	吉野川北岸工業用水道	105,730m ³
		阿南工業用水道	78,500m ³
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	623,663千円
		阿南工業用水道改良工事	59,722千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事 業 収 益			1,276,236千円
第 1 項 営 業 収 益			1,218,095千円
第 2 項 営 業 外 収 益			58,141千円
	支	出	
第 1 款 事 業 費 用			1,225,084千円
第 1 項 営 業 費 用			1,171,641千円
第 2 項 営 業 外 費 用			53,443千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額809,459千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,880千円及び過年度分損益勘定留保資金752,579千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	57,723千円
第1項 固定資産売却代	447千円
第2項 その他収入	57,276千円
支 出	
第1款 資本的支出	867,182千円
第1項 建設改良費	683,385千円
第2項 企業債償還金	98,611千円
第3項 他会計長期借入金償還金	85,186千円

（一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 250,869千円

（たな卸資産の購入限度額）

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 25 号

令和 3 年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,070千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事 業 収 益		7,899千円
第 1 項 営 業 収 益		7,740千円
第 2 項 営 業 外 収 益		159千円
支 出		
第 1 款 事 業 費 用		1,521千円
第 1 項 営 業 費 用		1,520千円
第 2 項 営 業 外 費 用		1千円

(一時借入金)

第 4 条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

令和 3 年 2 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 26 号

令和 3 年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収 容 台 数	525台	
(2) 建 設 改 良 工 事	既設設備改良工事	26,249千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事 業 収 益		75,823千円
第1項 営 業 収 益		75,060千円
第2項 営 業 外 収 益		763千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		67,539千円
第1項 営 業 費 用		67,538千円
第2項 営 業 外 費 用		1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額26,138千円は、過年度分損益勘定留保資金26,138千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		111千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代		111千円
支 出		

第1款 資 本 的 支 出 26,249千円

第1項 建 設 改 良 費 26,249千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令 和 3 年 2 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 27 号

令和3年度徳島県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度徳島県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 5市町 |
| (2) 年間総処理水量 | 2,415,000m ³ |
| (3) 1日平均処理水量 | 6,616m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 流域下水道整備事業 | 80,000千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		982,654千円
第1項 営業収益		322,124千円
第2項 営業外収益		660,530千円
支 出		
第1款 事業費用		982,654千円
第1項 営業費用		859,335千円
第2項 営業外費用		123,319千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 資本的収入		624,824千円

第1項 企 業 債	307,000千円
第2項 補 助 金	259,624千円
第3項 負 担 金	58,200千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	624,824千円
第1項 建 設 改 良 費	80,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金	506,624千円
第3項 他会計長期借入金償還金	38,200千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道整備事業	千円 307,000	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 17,488千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、342,648千円である。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門